

鎌情・個審議第10号
令和3年(2021年)9月21日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 松田 道佐

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について(答申)

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づき、令和3年(2021年)9月15日付け鎌環保第2488号をもって諮問のありました個人情報の提供につきましては、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう実施機関において十分に配慮されるよう要望します。

また、事業の性質上、条例第9条第3項の規定による本人への通知は省略することができるものとします。

諮問された事項において提供される個人情報は、特に取り扱いに配慮を必要とするため、提供する際には誓約書を徴取する等、より慎重に行うこと。

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

番号	事務 担当課	事務の 名称	個人の 類 型	提供する 個人情報	提供する理由	提供先
45	環 境 保 全課	鎌倉市住居 における物 品等の堆積 による不良 な状態の解 消及び発生 防止のため の支援及び 措置に関す る事務	対象者	敷地概況図、堆積物 の写真、住所、氏名	堆積したごみの収 集、運搬及び処分 等の委託に係る競 争入札または随意 契約において、見 積書の徴取や競争 入札を行う際に堆 積場所のイメージ 図、堆積物の写真、 住所、氏名の提供 が必要となるため	かながわ 電子入札 共同シス テムの競 争入札参 加資格を 有する業 者又は見 積業者